資料２、ソフト施策の強化を目的とした条例改正について

１、改正の目的

平成２４年に改正横浜市福祉のまちづくり条例が施行されてから、バリアフリー法が改正され、基本理念として「共生社会の実現」や「社会的障壁の除去」が明確化されました。また、改正障害者差別解消法が公布され、事業者による合理的配慮の提供が義務化されるなど、福祉のまちづくりの考え方が大きく変化しました。

さらに、神奈川県においても先の趣旨を踏まえ、１０月に「みんなのバリアフリー街づくり条例」を改正したところです。

そこで本市においても、これら国や県、社会情勢の変化を踏まえ、横浜市福祉のまちづくり条例の改正を検討します。

２、条例改正の主な方向性

 (1)　目的規定の見直し（前文、第１条「目的」）

バリアフリー法において、法に基づく措置が、社会における事物、制度、慣行、観念など社会的障壁の除去及び共生社会の実現に資することとする基本理念が制定されたことから、条例の目的においても、これらの考えを取り入れた改正を目指します。

 (2)　目的規定の見直しを踏まえた、福祉のまちづくりの定義見直し（第２条定義）

 (3)　市・事業者の責務見直し（第３条「市の責務」、第４条「事業者の責務」）

(1)、（2）の見直しに伴い、事業者による「合理的配慮の提供」の義務化などを念頭にした行政及び事業者の責務の見直しを行います。

 (4)　施設管理者の責務（新設「施設管理者の責務」）

施設の円滑な利用のための配慮は、施設の管理運営者が提供する必要があることから、施設管理者に対して、新たに「施設の円滑な利用のために必要な措置を講じなければならない」とする責務と実効性を確保するための規定を設けます。

３、検討方法

推進会議の下部組織である専門委員会において検討し素案をまとめ、推進会議で原案として最終決定します。なお、専門委員会の議事内容は、推進会議に報告し、推進会議でいただいたご意見は専門委員会にフィードバックします。

４、スケジュール（予定）

令和４年１２月、福祉のまちづくり推進会議で専門委員会（仮称）設置について審議

令和５年２月から４月まで、専門委員会（仮称）

条例改正に向けたスケジュール

条例の改正箇所及び改正内容について

専門委員会（仮称）は推進会議終了後から令和５年度にかけて５回程度実施し、条例改正の素案をまとめる方向で考えています。